

東京都暴力団排除条例（平成23年10月施行）に伴う
プライバシーマーク制度運営要領の改正について

平成23年10月の東京都暴力団排除条例の施行を受け、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、プライバシーマーク制度運営要領に同条例の第18条（事業者の契約時における措置）第2項を反映させるために、以下の通り改正することといたしました。

記

1. 改正する規程・基準類

- (1) プライバシーマーク指定審査機関の指定に関する規約（PMK200）…指定契約の改正【別紙1】
- (2) プライバシーマーク指定研修機関の指定に関する規約（PMK300）…指定契約の改正【別紙2】
- (3) プライバシーマーク付与適格性審査の実施基準（PMK220）…審査約款の改正【別紙3】
- (4) プライバシーマーク付与に関する規約（PMK500）…付与契約の改正【別紙4】
- (5) プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準（JIP・PMK510）…欠格事項への追加【別紙5】

2. 改正の施行

平成24年4月1日（予定）より施行する。

【参考】—東京都暴力団排除条例（平成23年10月施行）抜粋—

（事業者の契約時における措置）

第18条 事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する事となる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合には、次に掲げる内容の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。

一 当該事業に係る契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は催告することなく当該事業に係る契約を解除することができること。

二 工事における事業に係る契約の相手方と下請負人との契約等当該事業に係る契約に関連する契約（以下この条において「関連契約」という。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者である事が判明した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約の相手方に対し、当該契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができること。

三 前号の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、当該事業に係る契約の相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約を解除することができること。

以上

別紙 1

(1) プライバシーマーク指定審査機関の指定に関する規約 (PMK200)

プライバシーマーク指定審査機関との指定契約の改正

改正後	現行
<p>(契約の解除)</p> <p>第8条 甲は、本件契約に定める場合のほか、乙が破産手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたとき、乙が解散したとき、乙の設立許可が取消されたとき等の場合は、この契約を解除することができる。</p> <p><u>2 乙の代理又は媒介をする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)で規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)であることが判明した場合、甲は催告することなくこの契約を解除することができる。</u></p> <p><u>3 乙が審査機関として行う事業に関連して締結する契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合、甲は乙に対し、当該契約の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、乙が正当な理由なくこれを拒否した場合、甲はこの契約を解除することができる。</u></p> <p><u>5 甲は、第1項、第2項又は第4項の規定に基づく解除により乙が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。</u></p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第8条 甲は、本件契約に定める場合のほか、乙が破産手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたとき、乙が解散したとき、乙の設立許可が取消されたとき等の場合は、この契約を解除することができる。</p>

注1：第3項中の「審査機関として行う事業に関連して締結する契約」とは、以下のものなどを指す。

- ① 審査機関業務の一環としてのセミナー開催に関する事務局業務の委託
- ② プライバシーマークのロゴの入った印刷物(名刺・パンフレットなど)やWEBサイトの作成に関する業務の委託
- ③ 審査関係書類の保管や廃棄の委託
- ④ その他プライバシーマーク指定審査機関として行う業務の委託

別紙 2

(2) プライバシーマーク指定研修機関の指定に関する規約 (PMK300)

プライバシーマーク指定研修機関との指定契約の改正

改正後	現行
<p>(契約の解除)</p> <p>第7条 甲は、本件契約に定める場合のほか、乙が破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた場合、乙が解散した場合、乙の設立許可が取消されたときの場合は、この契約を解除することができる。</p> <p><u>2 乙の代理又は媒介をする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)で規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)であることが判明した場合、甲は催告することなくこの契約を解除することができる。</u></p> <p><u>3 乙が研修機関として行う事業に関連して締結する契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合、甲は乙に対し、当該契約の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、乙が正当な理由なくこれを拒否した場合、甲はこの契約を解除することができる。</u></p> <p><u>5 甲は、第1項、第2項又は第4項の規定に基づく解除により乙が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。</u></p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第7条 甲は、本件契約に定める場合のほか、乙が破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた場合、乙が解散した場合、乙の設立許可が取消されたときの場合は、この契約を解除することができる。</p>

注2：第3項中の「研修機関として行う事業に関連して締結する契約」については、注1の説明に準じる。

別紙 3

(3) プライバシーマーク付与適格性審査の実施基準 (PMK220)

プライバシーマーク付与適格性審査に関する標準約款の改正

改正後	現行
<p>(審査) 第8条 (第1項～第4項省略)</p> <p><u>5 乙又は乙の代理若しくは媒介をする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)で規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)であることが判明した場合、甲は催告することなく審査を打ち切ることができる。</u></p> <p><u>6 甲は、第3項、第4項又は第5項の規定により審査を打ち切る場合であっても、審査料等を請求することができる。</u></p> <p><u>7 甲は、いったん納付を受けた審査料等については、返還しない。</u></p>	<p>(審査) 第8条 (第1項～第4項省略)</p> <p><u>5 甲は、第3項又は第4項の規定により審査を打ち切る場合であっても、審査料等を請求することができる。</u></p> <p><u>6 甲は、いったん納付を受けた審査料等については、返還しない。</u></p>

別紙 4

(4) プライバシーマーク付与に関する規約 (PMK500)

プライバシーマーク付与契約の改正

改正後	現行
<p>(契約の解除)</p> <p>第8条 甲は、「プライバシーマーク付与に関する規約」に定める場合のほか、乙が破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始等の決定を受けたとき、乙が解散したとき、乙の設立許可が取消されたとき等の場合は、この契約を解除することができる。</p> <p><u>2 乙又は乙の代理若しくは媒介をする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)で規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)であることが判明した場合、甲は催告することなくこの契約を解除することができる。</u></p> <p><u>3 乙がプライバシーマーク付与を受けていることに関連して締結する契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合、甲は乙に対し、当該契約の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、乙が正当な理由なくこれを拒否した場合、甲はこの契約を解除することができる。</u></p> <p><u>5 甲は、第1項、第2項又は第4項の規定に基づく解除により乙が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。</u></p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第8条 甲は、「プライバシーマーク付与に関する規約」に定める場合のほか、乙が破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始等の決定を受けたとき、乙が解散したとき、乙の設立許可が取消されたとき等の場合は、この契約を解除することができる。</p>

注3：第3項中の「プライバシーマーク付与を受けていることに関連して締結する契約」とは、以下のものなどを指す。

- ① プライバシーマークのロゴの入った印刷物(名刺・パンフレットなど)やWEBサイトの作成に関する業務の委託
- ② その他プライバシーマーク付与事業者であることを広報するための業務の委託

別紙5

(5) プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準 (JIP-PMK510)

欠格事項への追加

改正後	現行
<p>3.1.2 役員</p> <p>役員（法人でない団体で代表者又は代理人の定めのあるものの代表者又は代理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある事業者は、付与適格性を有しない。</p> <p>a) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>b) 「個人情報の保護に関する法律」の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p><u>c) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定に基づき指定暴力団又は暴力団連合に指定された暴力団の構成員である者</u></p>	<p>3.1.2 役員</p> <p>役員（法人でない団体で代表者又は代理人の定めのあるものの代表者又は代理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある事業者は、付与適格性を有しない。</p> <p>a) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>b) 「個人情報の保護に関する法律」の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p>